

和光市立大和中学校いじめ防止基本方針

令和8年4月 学校長

1 はじめに

平成29年3月に国が「いじめの防止等のための基本的な方針」を改定し、埼玉県においても国の改定を踏まえて「埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針」が示された。この国及び埼玉県の基本方針を踏まえて改定された「和光市いじめ防止基本方針」を受け、生徒の尊厳を保持することを第一義として、家庭、学校、地域住民その他関係機関と連携し、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処などを総合的かつ効果的に推進するために「和光市立大和中学校いじめ防止基本方針」を改定する。

2 和光市立大和中学校いじめ防止基本方針の策定について

(1) いじめの定義

いじめの定義については、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立つて行うものである。「いじめ」とは「生徒等に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係のある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であつて、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。」と定義され、なお、起こった場所は学校の内外を問わない。また、「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(2) いじめに対する本校の基本認識

この定義のもと、本校では全ての教職員が「いじめは、どの学校・学級を問わず起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係でいられる生徒はいない。」という基本認識に立ち、全校の生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができることを目指して、いじめ防止のための基本姿勢並びに取組を明示して「いじめ防止基本方針」を策定した。

3 いじめの防止等に向けた方針について

- 「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、すべての生徒が、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- 豊かな情操や道徳性、互いの人格を尊重する態度を培い、生徒が主体となつていじめのない良好な人間関係を構築していく。
- いじめの早期発見・積極的ないじめの認知のために、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、保護者、地域と連携して生徒を見守っていく。
- いじめがあることが確認された場合は、直ちにいじめを受けた生徒の安全確保とその保護者への支援を行うとともに、いじめたとされる生徒に対す

る適切な指導とその保護者への助言を組織的に行う。また、保護者、地域や教育委員会など関係機関と連携し、情報を共有しながら取り組む。

- 社会全体で子どもたちを見守り、健やかな成長を促すために学校運営協議会やPTA・地域の関係団体等といじめの問題について協議する機会を設けるなど、いじめの問題について保護者、地域と連携して対策を推進する。

4 いじめの未然防止のための取組について

学校は生徒にとって、「居がい、学びがい、やりがいのある場」でなければならない。そのためには一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気醸成できるよう学校全体で取り組む必要がある。また、教師一人一人が授業力を高め「分かりやすい授業」を心がけ、生徒に基礎的・基本的な学習内容の定着を図り、学習に対する達成感・成就感を育てるとともに、自己有用感を味わわせ自尊感情を育むことができるように努める。

道徳科においては、発達段階に即して「命の大切さ」について系統的な指導ができるようにする。また、生徒に「いじめは人権侵害であり、絶対に許されない。」という認識を持たせることが重要であり、教育活動全体を通して指導する。さらに、いじめについて「見て見ぬふりをする。知らん顔をすること。」などの傍観者的な対応は、いじめに加担していることと同じであることをしっかりと捉えさせる。

一般教科では話し合い活動を、特別活動等では学級会活動を積極的に実施する。話し合い活動では、他者との関わりの中から自他の違いを認め、自分が話す以上に相手の考えを受容的・共感的に聴くことをねらいとする。学級会活動では、生徒が自主的・自立的な集団決定をねらいとする。安易な多数決に寄らず、相手の考えを尊重し集団にとってのよりよい最適解を、対話や協議によって見出す場を設定する。

～本校で取り組む12の具体策～

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくり
(日常での話題提起、毎月のいじめアンケート、年3回の悩み調査)
- ② 一人一人が活躍できる学級活動の充実
(学級力アンケート・はがき新聞をもとにした話し合い活動)
- ③ 道徳教育の充実
(人権感覚・思いやり等の価値観を深める話し合い活動)
- ④ 小中高の異校種間連携の充実
(先輩に学ぶ会、高校を学ぶ講演会、小中連携による合同研修)
- ⑤ 縦割り活動の実施
(体育祭・合唱コンクール・三送会等の校内行事での他学年との交流)
- ⑥ 生徒会活動の充実
(生徒会主導による「いじめ防止」のための学級会、「NOいじめ宣言」)
- ⑦ 一人一人が活躍できる学習活動の充実
(主体的・対話的で深く学ぶ授業の推進、特別活動・総合的な学習の時間工夫・改善)
- ⑧ 人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動の充実
(ソーシャルスキルトレーニング、話し合い活動、学級会活動、超ディベート等の実施)

- ⑨ 人とつながる喜びを味わう体験活動の充実
(コミュニティ・スクールであることを最大限に利活用した地域諸活動・職場体験・飛翔祭・農業体験・面接指導等の企画立案と実施運営)
- ⑩ 生徒理解に関する研修の充実
(夏季校内研修や他の研修における計画的に実施)
- ⑪ SNSやインターネット等を通じて行われるいじめの予防
(ネットモラル研修会、いじめアンケート・やりとり帳の活用事例研修)
※タブレット端末貸与において作成された活用ルール等に情報リテラシーやモラルに関する項目を加え、発達段階に応じた情報モラル教育を実施する。
- ⑫ 「いじめは絶対にいけない」のメッセージや人権教育推進、いじめ相談窓口等の積極的な発信
(大和中だよりや大和中HP等での発信、校内掲示による風土の醸成)

5 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組について

- (1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
 - ① 「いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が生徒の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、生徒の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていく。
 - ② 教員は休み時間や授業後にできるだけ教室・廊下に位置し、生徒の様子をつぶさに見守る。「おかしい」と感じた生徒がいる場合にはその時その場で声掛けを行う。また、学年の教師や生徒指導委員会等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該生徒を見守る。
 - ③ 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、生徒に安心感をもたせる。また、問題の有無や背景にある事情を確かめ、解決すべき問題がある場合には、「相談室」や「教育相談活動」で当該生徒から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
 - ④ 毎月の「いじめのアンケート」、年3回の「悩みの調査」や「学校生活アンケート」を行い、生徒の悩みや人間関係を把握し、問題の早期発見・早期解決を図る。なお、保存期間は、実施年度の末から3年間とする。
 - ⑤ 電話相談窓口等を周知し、いじめを訴えやすい体制を整えることで、問題の早期解決を図る。
 - ⑥ インターネットによるいじめをさせないための教育として、情報リテラシー教育及び情報モラル教育の充実を図る。
 - ⑦ 新型コロナウイルス感染症に関する事例について、人権を無視した差別的な言動や問題行動には、十分注意を払う。令和5年度からマスクの着用を求めないことが基本とされるが、マスク着用の有無による差別や偏見がないよう適切に指導する。
 - ⑧ タブレット端末を利用したオンライン授業での生徒のやりとりには十分に注意をする。チャットによって一部の生徒の特定生徒への誹謗中傷、悪口が、生徒同士や本人の直接の目に触れることのないよう「チャットオフ機能」の徹底を図ると共に、ネットモラルの指導を継続的に行っていく。
- (2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

- ① いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
 - ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上でいじめられている生徒の身の安全を最優先に考え、いじている側の生徒に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
 - ③ 傍観者の立場にいる生徒たちにも、見ているだけで何もしないのはいじめをしているのと同様であるということを指導する。
 - ④ 学校内だけでなく学校外の第三者機関や組織・団体、専門家等と協力・連携し、解決にあたる。
 - ⑤ いじめられている生徒の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、さわやか相談員、教育相談員、養護教諭等と連携を取りながら組織的な指導を講じていく。
- (3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組を推進する。
- ① いじめ問題が起きたときには家庭との連携を密にし、いじめの詳細や学校側の取組・対応についての情報を伝達する。また、該当生徒の家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。学校と家庭との協力体制を基盤とし決して学校内だけで問題解決を図ろうとはしない。
 - ② 該当生徒が学校や家庭になかなか話すことができない状況であれば、「和光市教育支援センター電話相談」等におけるいじめ問題等の相談窓口の利用を促す。
 - ③ 被害・加害双方の生徒・保護者の心に寄り添った指導と事後対応に努める。また、担任や学年、学校での対応による解決が難しい場合、管理職は躊躇せずに、市教育委員会や警察等の関係機関に協力を要請する。
- (4) いじめの解消について組織的に確実な見届けと確認を行う。
- ① いじめの解消については、謝罪をもって解消と判断するのではなく、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間（目安として3か月）継続していること、被害生徒が心身の苦痛を感じていないことをもって解消と判断する。
 - ② 被害生徒の心身の苦痛については、生徒本人及び保護者との面談等により確実な見届けと確認を行う。
 - ③ いじめが解消している状態であっても、再発する可能性があり得ることを踏まえ、被害生徒及び加害生徒の様子を日常的に注意深く観察する。
 - ④ いじめ対応・解消後の被害生徒の学級・学校復帰に際しては、本人の様子や人間環境、受け入れ体制作り等に十分に配慮をしながら進める。

6 いじめ問題に取り組むための校内組織について

(1) 学校内の組織

① 生徒指導部会、教育相談部会

それぞれ授業時間の一コマを設けて、週1回実施する。問題傾向を有したり信頼されたりする生徒や諸問題の現状や指導法について協議する。なお、代表者のみの情報交換にならないよう、各部会の会議録を各学年で回覧し、全教員が情報共有を徹底、共通認識で指導・対応にあたるように

努める。

② いじめ防止対策委員会

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導主任、特別支援コーディネーター、教育相談担当、養護教諭、当該学級担任、スクールカウンセラー、さわやか相談員により設置する。必要に応じて開催する。なお、いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、年度ごとに検証する。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに管理職に報告する。また、校長の指示により迅速に支援体制をつくり対処するとともに、状況によっては緊急生徒指導委員会を開催し敏速な対応を行う。緊急を要する問題行動が発生したときに、以下のメンバーによる緊急生徒指導委員会を開催する。

～緊急生徒指導委員会メンバー～

校長、教頭、主幹教諭または教務主任、生徒指導主任、学年主任、PTA代表（会長）または保護者会代表、スクールカウンセラー、朝霞警察署、児童相談所、主任児童委員、市教育委員会、スクールソーシャルワーカー、地域包括ケア課等、必要に応じて招集する。

(3) 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、市教育委員会を通じて市長に報告するとともに、指示に基づいた対処を確実に行う。また、当該生徒及び保護者に対し、適時・適切な方法で調査結果を提供する。

～重大事態～

① 生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

② 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

- ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席している場合は、学校、市教育委員会の判断による。

※生徒・保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときには、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして教育委員会等への報告・調査に当たる。

7 いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等について

○いじめが発生した際、当該行為が犯罪行為（触法行為を含む。）に該当するか否かを学校及び市教育委員会が、判断することは困難なことも多いが、

「いじめ」として捉えがちなものについて、早期に警察に相談又は通報を行う必要がある場合もある。

○以下は、学校で起こり得るいじめの事例のうち、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案や重大ないじめ事案として警察への相談又は通報すべき具体例を参考として示したものである。

～「令和5年2月7日付 4文科初第2121号 添付資料1」の具体例～

- ①・ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。
・無理やりズボンを脱がす。【暴行】
- ②・感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてけがをさせる。【傷害】
- ③・断れば危害を加えると脅し、性器や胸・おしりを触る。【強制わいせつ】
- ④・断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。
・断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。【恐喝】
- ⑤・靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。
・財布から現金を盗む。【窃盗】
- ⑥・自転車を壊す。
・制服をカッターで切り裂く。【器物破損等】
- ⑦・度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。【強要】
- ⑧・本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。【脅迫】
- ⑨・特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。
【名誉棄損、侮辱】
- ⑩・同級生に対して「死ね」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を決意して自殺した。【自殺関与】
- ⑪・同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るように指示し、自己のスマートフォンに遅らせる。
・同級生の裸の写真・動画を友達1人に送信して提供する。
・同級生の裸の写真・動画をSNS上のグループに送信して多数の者に提供する。
・友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。【児童ポルノ提供等】
- ⑫・元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。【私事性的画像記録提供（リベンジポルノ）】